

【国民体育大会ふるさと選手制度】

(国民体育大会 実施要項より)

- (1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
- ア 居住地を示す現住所
イ 勤務地
ウ ふるさと
- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- (4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、(財)日本体育協会宛に提出する。

【ふるさと選手制度を活用する者】

	62回大会 平成19年度	63回大会 平成20年度	64回大会 平成21年度	65回大会 平成22年度	66回大会 平成23年度	67回大会 平成24年度
M選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと	埼玉県 (居住地)	埼玉県 (居住地)
N選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと
O選手	埼玉県 (居住地)	秋田県 ふるさと (1回目①)	秋田県 ふるさと (1回目②)	新潟県 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2回目①)	秋田県 ふるさと (2回目②)
P選手	埼玉県 (居住地)	秋田県 ふるさと (1回目①)	新潟県 新卒業者* (勤務地)	新潟県 (勤務地)	新潟県 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2回目①)
Q選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	秋田県 ふるさと (1回目③)	秋田県 ふるさと (1回目④)	千葉県 (勤務地)
R選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	—	秋田県 ふるさと (1回目③)	千葉県 (勤務地)
S選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (2回目①)	秋田県 ふるさと (2回目②)	千葉県 (勤務地)
T選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (2回目①)	—	秋田県 ふるさと (2回目②)

各季大会ごと、当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
 2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

※ P選手の事例 :

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、63回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※ Q～T選手の事例 :

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、2年目の活用時(事例では63回大会)に国体に不参加となった場合、その次回大会(事例では64回大会)に「ふるさと」を選択し国体に参加すれば、1回目の継続活用となる(Q選手、R選手)。ただし、64回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1回のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回の活用は終了となる(S選手、T選手)。

第　回 大会（本大会）ふるさと選手制度使用申請届

都・道・府・県 体育協会 会長 殿

⇒都市対抗大会では「県体協」への届出は必要ありません。

都・道・府・県 テニス協会 会長 殿

届け出日：平成　年　月　日

氏名フリガナ		
氏名	印	
〔性別〕 1. 男 2. 女 *いずれかに○印を付けること。		
〔生年月日〕 年　月　日		

標記大会について、国民体育大会ふるさと選手制度により下記内容の通り、使用申請致します。
なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

テニス	競技	種別	種目
-----	----	----	----

2. 「ふるさと選手制度」使用に関する確認事項

利用状況(今回の使用を含む)		前回出場大会の所属都道府県名	
1. 初回 () 年連続		回	都・道・府・県
2. 2回目 () 年連続			

* 利用状況については、1. 又は2. のいずれかに○印の上、連続年数を記載すること。

* 前回大会(予選会を含む)に出場の所属都道府県名を記載すること。

3. 現住所(登録した現住所に変更のない場合は記入不要)

フリガナ	電話番号	
〒 -		

4. 連絡先(登録した連絡先に変更のない場合は記入不要)

フリガナ	電話番号	
〒 -		
携帯電話番号		

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

1. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
2. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
3. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
4. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

本様式における個人情報の取り扱いについて

本様式に記載された個人情報は、所属都道府県体育協会を経て、開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本体育協会において、
参加資格の確認などをはじめとする大会運営業務のために使用いたします。
つきましては、上記につきましてご承知おきくださいますようお願いします。

結婚・離婚等に係るふるさと選手制度登録氏名変更届

都・道・府・県 体育協会 会長 殿 ⇒ 都市対抗大会では「県体協」への届出は必要ありません。

都・道・府・県 テニス協会 会長 殿

届け出日: 平成 年 月 日

氏名フリガナ	
氏名	印
〔性別〕 1. 男 2. 女 * いずれかに○印を付けること。	
〔生年月日〕 年 月 日	

国民体育大会ふるさと選手制度について下記内容の通り、登録氏名を変更致します。

なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

テニス 競技	種別	種目
--------	----	----

2. 変更内容

変更前			
姓	フリガナ	名	フリガナ

変更後			
姓	フリガナ	名	フリガナ

3. 備考

（備考欄）

※本様式は[様式1-A]または[様式1-B]と併せて提出すること

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-(3)(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

本様式における個人情報の取り扱いについて

本様式に記載された個人情報は、所属都道府県体育協会を経て、開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本体育協会において、参加資格の確認などをはじめとする大会運営業務のために使用いたします。
つきましては、上記につきましてご承知おきくださいますようお願いします。